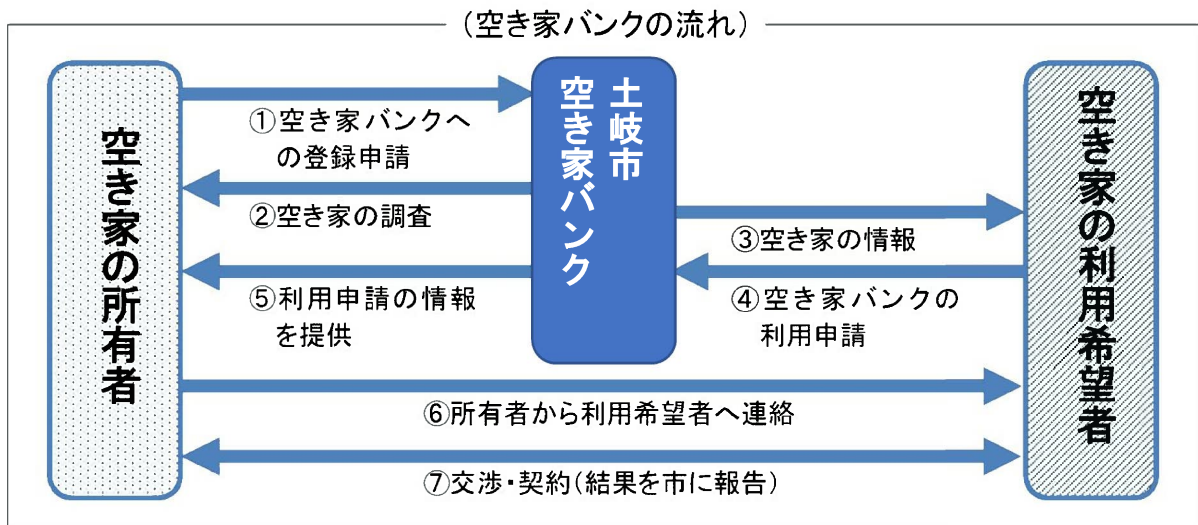


土岐市空き家バンクについて

物件登録の手順（空き家を売りたい、貸したい方）

1. 空き家バンクとは

定住人口の増加と増加傾向にある空き家の有効活用を目的とし、空き家の売却・賃貸を希望する所有者と、空き家の購入・賃借を希望される利用者を市ホームページ等で結びつけるものです。






2. 空き家物件登録の手順

空き家バンクに登録できる物件は、個人所有の住宅及びその土地です。

(1) 登録の申込	<p>①登録申込書と登録カードに必要事項をもれなく記入し、市役所へ提出して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none">・土岐市空き家バンク登録申込書（様式第1号）・土岐市空き家バンク登録カード（様式第2号） <p>②申請書類は、市役所 2階（市民活動課）に直接お持ちいただくか、郵送してください。</p> <p>※申請書類を同封していますが、市ホームページからもダウンロードできます。記入にあたっては、下記の「3. 申請書類の記入にあたって」をご確認ください。</p>
-----------	--



<p>(2) 現地確認</p>	<p>①所有者と市役所（仲介を希望する場合は協力事業者）が立ち会い、物件の現地確認を行います。</p> <p>②現地では、登録カードの記載内容の確認、物件の写真撮影（外見・室内）、周辺状況・間取りの確認等を行います。</p>
	
<p>(3) 登録決定</p>	<p>①申請書類の確認と現地調査の結果、登録を認めた場合、市役所から決定について通知し、情報を登録します。</p> <p>②登録が適当でないと判断された場合、市役所からその旨の連絡をします。</p>
	
<p>(4) 情報提供</p>	<p>①市役所での台帳閲覧等</p> <p>②市ホームページに掲載（トップページのバナーとリンク）</p> <p>③その他、各情報誌、空き家情報窓口等での紹介</p> <p>※公開する情報は、物件の基本情報のみで、空き家バンクの利用者以外でも閲覧することができます。所有者等の詳細情報については、公開しません。</p>
	
<p>(5) 空き家の見学 交渉</p>	<p>①空き家利用希望者による見学や交渉の申し出があった場合、市役所から所有者に連絡（仲介を希望する場合は協力事業者にも連絡）します。</p> <p>②利用希望者の情報を提供しますので、直接利用希望者と連絡し、見学や交渉の調整を行ってください。</p> <p>③必要に応じて市役所も立ち合いしますが、交渉には関与しません。</p> <p>④契約の結果は市役所に報告してください。報告により登録物件の抹消手続を行います。</p>

3. 申請書類の記入にあたって

(1) 同意・誓約事項について

登録申込書に記載された同意事項、誓約事項について確認し、同意・誓約のうえ、住所・氏名・連絡先の記入をお願いします。

(2) 契約交渉について

「間接型」は空き家バンクの手続き等において宅地建物取引主任者の資格を持つ協力事業者が対応し、契約等のトラブルについても協力事業者が対応します。現地確認等も協力事業者が行うため、登録カードの作成も協力事業者にお願いできます。ただし、契約成立時には法で定められた仲介手数料が発生することがあります。

「直接型」は手数料等がかかりませんが、契約等のトラブルをすべてご自身で対応していただく必要があります。登録カードについてもご自身で作成し、市へ提出してください。

市では、契約等のトラブル防止のために「間接型」をお勧めしています。

4. 注意事項

●空き家バンクへの市の関与について

市役所は、空き家等の情報提供や空き家バンクの登録等に係る連絡調整は行いますが、所有者と利用者間で行う物件の売買・賃貸に関する交渉や契約等には一切関与しません。契約等に関するトラブルについては、責任を持って当事者間もしくは協力事業者との仲介により解決をお願いします。

●空き家の売却について

空き家バンク制度を通じて売買契約を行おうとする時には、売買契約前までに空き家に係る相続等による所有権、抵当権や地上権等の権利に関する事項について申請者の責任において解決を行ってください。

空き家に残されている家財等については可能な限り契約前までに整理をお願いします。

●登録内容の変更

改修による物件の変更や所有者の変更等により登録内容に変更があった場合は、速やかに変更等届出書を市役所まで提出してください。

また、物件の登録を抹消したい場合も変更等届出書を市役所に提出してください。

●**物件登録の更新**

登録期間は、登録初日から2年間です。

登録の更新を希望する場合は、改めて登録申込書に必要事項を記入し、市役所に提出してください。